

目次(案)

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨
2. 計画の性格
3. 計画期間
4. 計画の構成
5. 計画の位置づけ

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況
2. 就学前・就学児童の子育てに対する家庭のニーズ
3. 「大阪府子ども総合計画」後期計画の取組状況

第3章 計画でめざす基本的な目標

1. 基本理念
2. 基本的視点
3. 基本方向

第4章 基本方向に基づく取り組み

1. 施策体系
 - (1) 基本方向1 子どもを生み育てることができる社会
 - (2) 基本方向2 子どもが成長できる社会
 - (3) 基本方向3 若者が自立できる社会
 - (4) 基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援
 - (5) 基本方向5 子育て当事者に対する支援
2. 重点的な取り組み
 - (1) 基本方向1 子どもを生み育てることができる社会
 - (2) 基本方向2 子どもが成長できる社会
 - (3) 基本方向3 若者が自立できる社会
 - (4) 基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援
 - (5) 基本方向5 子育て当事者に対する支援
3. 個別事業の取り組み
 - (1) 基本方向1 子どもを生み育てることができる社会
 - (2) 基本方向2 子どもが成長できる社会
 - (3) 基本方向3 若者が自立できる社会
 - (4) 基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援
 - (5) 基本方向5 子育て当事者に対する支援

第5章 重点施策

第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

1. 区域の設定
2. 教育・保育の量の見込み及びその提供体制の確保
3. 教育・保育の一体的提供及びその推進体制
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその提供体制の確保
5. 教育・保育、子育て支援事業にかかる従事者の確保及び資質の向上
6. 子どもに関する専門的な地域及び技術を要する支援に関する施策
7. 都道府県支援事業支援計画における広域行政として大阪府が取り組むこと

第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

第9章 都道府県社会的養育推進計画

第10章 推進体制等

1. 計画の推進体制
2. 計画の進捗管理等

参考資料

1. 策定の趣旨

大阪府の子どもに関する施策は、2020（令和2）年3月に策定した「大阪府子ども総合計画」後期計画に基づき実施してきました。この計画では、子ども・若者それぞれの生き方・希望を尊重することを前提に、「若者が自立し、自らの意思で将来を選択できる社会」、「妊娠・出産、子育てを大阪全体で支える社会」、「大阪の未来を担う子どもたちを育てる社会」の実現をめざして、子どもを取り巻く様々な課題に対応してきました。

一方、2023（令和5）年の全国の出生数は約72.7万人と8年連続で過去最低となり、また、2023（令和5）年の合計特殊出生率においても1.20と過去最低を更新し、少子化、人口減少に歯止めがかかっていません。そのような状況に加え、児童虐待の相談対応件数、不登校、いじめ、子どもの自殺の増加や子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子どもを取り巻く状況は深刻化しています。

このような中、国においては、2023（令和5）年4月に、こども政策を強力に推進していくための新たな司令塔として「こども家庭庁」を設置するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法であるこども基本法が施行されました。さらに、同年12月に、こども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」及び次元の異なる少子化対策を具体化した「こども未来戦略」が閣議決定され、子どもたちが安心して成長できる社会の実現をめざすこととされました。

大阪府においては、2022（令和4）年度当初に、福祉部に「子ども家庭局」を設置し、児童福祉法上の児童に加え、18歳以上の青年期も含めた一体的な施策推進体制を確立し、総合的かつ一体的に子どもに関する施策を進めてきました。

このたび、「大阪府子ども総合計画」後期計画の理念を継承しつつ、こども基本法において、都道府県は、こども大綱を勘案し、「都道府県こども計画」の策定が求められていることも踏まえ、引き続き対応が必要な課題や新たな課題に対応するため、大阪府子ども計画を策定しました。

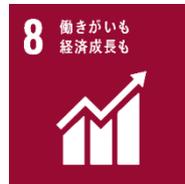
なお、国の少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策に関する大綱が、こども大綱に一元化されたことを受け、大阪府の「少子化対策基本指針」を本計画に整理・統合し、総合的かつ一体的に取り組んでいくことにしました。

また、大阪府では、2025年大阪・関西万博の開催都市として、世界の先頭に立ってSDGsに貢献する「SDGs先進都市」をめざしており、本計画の取り組みを進めることによって、この実現に寄与していきます。

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨(続き)

2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「我々の社会を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」で設定された国際目標 SDGs (Sustainable Development Goals) のうち、次の11の目標と関連が深いことから、この趣旨を踏まえて取り組んでまいります。



第1章 計画の策定にあたって

2. 計画の性格

- こども基本法第10条第1項に基づく都道府県こども計画
 - ・子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく都道府県子ども・若者計画
 - ・次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく次世代育成支援対策の実施に関する都道府県行動計画
 - ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に基づく子どもの貧困対策についての都道府県計画
 - ・大阪府子ども条例第10条第1項に基づく子ども施策についての総合的な計画
 - 子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
 - 子ども・子育て支援法第62条第2項第5号（令和8年4月1日以降は6号）に基づく都道府県社会的養育推進計画
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づくひとり親家庭等自立促進計画
 - 大阪府青少年健全育成条例第8条第2項に基づく青少年施策についての総合的な計画
- （※ 少子化対策基本指針（平成31年3月大阪府策定）を本計画に整理・統合）

3. 計画期間

本計画は、2025（令和7）年度を初年度とし、2029（令和11）年度を目標とする5年間※を見据えた計画
※こども大綱、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画及び次世代育成支援対策の実施に関する都道府県行動計画の期間と同じ5年間とします。

4. 計画の構成

本計画に掲げた目標の実現に向け、2029（令和11）年度までの5年間で取り組むべき具体的な施策や事業を記載します。

5. 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」との関係については、市町村の計画で示された目標値を本計画で積み上げ、府域全体の目標値として設定します。

また、主な関連計画は下記のとおりですが、特に、第2次大阪府教育振興基本計画については関連性が高いため、整合を図ります。

＜主な関連計画＞

- ・第2次大阪府教育振興基本計画（令和5年3月策定）
- ・将来ビジョン大阪（平成20年12月策定）
- ・大阪府人権教育推進計画（令和4年9月策定）
- ・第11次大阪府職業能力開発計画〔大阪産業人材育成計画〕（令和4年3月策定）
- ・おおさか男女共同参画プラン（2021－2025）（令和3年3月策定）
- ・第5期大阪府地域福祉支援計画（令和6年3月策定）
- ・第5次大阪府障がい者計画（令和3年3月策定）
- ・第8次大阪府医療計画（令和6年3月策定）
- ・大阪府自殺対策計画（令和5年3月策定〔平成30年3月より大阪府自殺対策基本指針を法律上の計画に位置付け〕）

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

子ども・若者

子どもたちが抱えるさまざまな課題の顕在化

- これまでの継続した取り組みにより、子どもたちの状況に変化や改善が見られる一方、不登校、いじめ、子どもの自殺、ヤングケアラー等の課題が顕在化。依然として、ひとり親家庭の相対的貧困率は高い状況。

児童虐待のリスク

- 児童虐待相談対応件数は年々増加しており、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況。

将来展望を描けない若い世代

- 若い世代が低い所得、不安定な雇用環境、出会いの機会の減少により、仕事におけるキャリアや結婚、子育てなどのライフイベントへのチャレンジなど将来展望を描けない状況。

子育て家庭

子育てや家庭教育を支える地域環境の大きな変化

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、家庭をめぐる環境が変化しており、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況。

子育ての経済的・精神的負担感

- 「子育てや教育にお金がかかりすぎる」という経済的負担感や社会との関わりの希薄化による孤立をはじめとした育児による精神的負担感から、若い世代が子育てに対してネガティブなイメージを持つことにつながっている。

子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境

- 電車やバスにベビーカーを折りたたまずに乗車することへの乗客等の理解が浸透していないベビーカー問題、公園で遊ぶ子どもの声をめぐる住民の苦情、受動喫煙による健康被害など、社会全体の意識・雰囲気子どもを生み育てることをためらわせている状況。女性の社会進出が進む中、女性の正規雇用におけるL字カーブの存在や女性へ一方的に育児負担が偏る状況が解消できていない。

社会

急速な少子化・人口減少

- 母親となる年齢層の女性人口の減少と、1人の女性が生涯に出産する子ども数の減少、コロナ禍により結婚・出産を控えたカップルや経済環境の悪化などで少子化・人口減少が加速化。

第2章 大阪府における現状と課題について

3. 「大阪府子ども総合計画」後期計画の取組状況

重点施策の取組状況

「大阪府子ども総合計画」では、基本方向の「重点的な取り組み」に掲げる事業のうち、大阪府として、特に重点的に取り組むものを重点施策として設定し、「5年後の大阪府の姿」をめざし、取り組んできた。これまでの取り組みによって、一定の効果があがっているものの、継続して取り組んでいかないといけない課題も残っています。

重点施策の取組状況は、以下のとおりです。

※項目中の◎、○、★印は、それぞれ対応する事業（個別指標）の進捗状況です。

◎：着実に取り組みが進んだ（目標達成度 100～80%）

○：概ね取り組みが進んだ（目標達成度 79～50%）

★：計画どおりに進んでいない（目標達成度 49%以下）

【基本方向1】若者が自立できる社会

①キャリア教育の充実		自己評価
◎	キャリア教育全体指導計画に基づいた取り組みの共有	◎
	府立高校生の就職内定率	◎
	知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率	○
	府立支援学校高等部卒業生の就職希望者の就職率	◎
②若者の就職支援		自己評価
◎	OSAKAしごとフィールドにて実施した職場体験の実施状況	◎
	金融機関等と連携した合同企業説明会の開催実績	◎
③困難を有する若者の社会参加・社会的自立に向けた支援		自己評価
◎	ひきこもり支援に携わる人材の養成研修受講者数	◎
	課題を抱える生徒フォローアップ事業で居場所の運営を行った高校の数	◎

第2章 大阪府における現状と課題について

3. 「大阪府子ども総合計画」後期計画の取組状況

【基本方向2】子どもを生み育てることができる社会

④安心して妊娠・出産できる仕組みの充実		自己評価
◎	「にんしんSOS」相談実績	◎
	妊婦健診未受診や飛び込みによる出産対策事業の実施状況	◎
	周産期緊急医療体制コーディネーター設置事業の実施状況	◎
	産婦人科救急搬送体制確保事業の実施状況	◎
⑤地域の教育コミュニティづくりと家庭教育の支援		自己評価
○	小学校区における「おおさか元気広場」の実施率	◎
	市町村（政令市を除く）における、大人に対する親学習を小学校数以上実施する市町村数	★
⑥義務教育前の子育て支援の充実		自己評価
◎	認定こども園の数	◎
⑦ワーク・ライフ・バランスの実現		自己評価
◎	女性活躍に向けたセミナーの開催実績	◎
	OSAKA女性活躍推進会議の運営状況	◎
	保育士・保育所支援センターにおいて、復職応援セミナー、職場体験、求職相談等の実施状況	◎
⑧ひとり親家庭等に対する就業支援の充実		自己評価
○	ひとり親家庭等の就業機会創出のための支援を実施した市町村数	○

3. 「大阪府子ども総合計画」後期計画の取組状況

【基本方向2】子どもを生み育てることができる社会

⑨児童虐待防止の取り組み		自己評価
◎	乳児家庭全戸訪問事業等の実施状況	◎
	子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数	◎
⑩社会的養育体制の整備		自己評価
○	里親等委託率	○
⑪障がいのある子どもへの支援の充実		自己評価
◎	医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会における医療的ケア児者支援のための取組状況	◎
	医療型短期入所支援強化事業の実施状況	◎

第2章 大阪府における現状と課題について

3. 「大阪府子ども総合計画」後期計画の取組状況

【基本方向3】子どもが成長できる社会

⑫学力向上の取り組みの推進		自己評価
◎	「全国学力・学習状況調査」における小中学校の平均正答率	◎
	グローバルリーダーズハイスクールの現役国公立大学進学率	◎
⑬豊かな心を育む取り組みの充実		自己評価
◎	研修アンケート「『考え、議論する道徳』の実現に向けた授業改善について、理解を深めることができたか」についての回答割合	◎
	人権教育に関する研究授業の実施率	◎
	「志（こころざし）学」実践事例集の活用状況	◎
	人権教育教材集の活用率	◎
⑭幼児教育・保育、子育て支援に関わる人材の確保及び資質の向上		自己評価
◎	保育教諭・保育士の数	◎
⑮就学後の子育て支援の充実		自己評価
◎	放課後児童クラブ整備補助実績	◎
	放課後児童支援員認定資格研修実績	◎
	放課後児童支援員等資質向上研修実績	◎
	利用者支援事業の実施箇所数	◎
⑯青少年の健全育成、少年非行防止対策の推進		自己評価
◎	刑法犯少年の検挙・補導人員数	◎
	小学校高学年等に対する非行防止・犯罪防止教室の実施率	◎

1. 基本理念

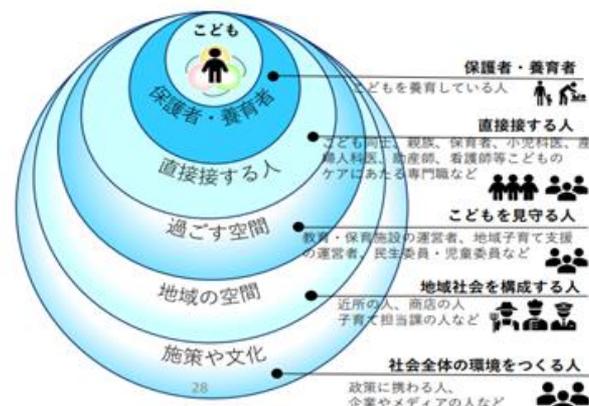
次代を担う子ども・若者が、個人として尊重され、創造性に富み、豊かな夢をはぐくむことができる大阪

次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子どもの養育の基盤である家庭への十分な支援を行い、社会全体として子ども施策に取り組むことが重要です。

こうしたことを踏まえ、本計画においては、子どもが個人として尊重され、また、子どもや家庭が地域や企業・民間団体等も含めた社会全体から必要な支援を受けられることにより、「大阪の地で育った子どもたちが、ありのままの自分を尊重しながら、自らの希望に応じてその意欲と能力を生かすことができ、何度でもチャレンジしたり、周囲と支え合いながら成長し、やがて、社会の一員として次の世代を担っていく」という好循環をめざすことを基本理念とします。

基本理念を踏まえた取り組みを着実に進め、子どもだけではなく大人も幸せであることはもちろんのこと、誰一人取り残すことなく、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現につなげていきます。

それぞれのこどもから見た
「こどもまんなかチャート」の視点



※空間には、3施設や子育て支援の施設のみならず、公園や自然環境、デジタル空間含む

2. 基本的視点

① 子どもが主役 (こどもまんなか) である視点

子どもの最善の利益を図り、成長過程（ライフステージ）や状況に応じた切れ目のない支援をめざします。

子どもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子どもの最善の利益及びウェルビーイングの向上を図ることが大切です。子どもは乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。また、子どもの成長過程（ライフステージ）や状況に応じた必要な支援が、義務教育の開始・終了年齢や成人年齢といった特定の年齢で途切れることなく行われるとともに子どもの状態に応じた多様な居場所づくりを進め、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支えていくことが必要です。

② 次代の担い 手となる若い 世代の視点

若い世代の将来にわたる生活の基盤を確保し、将来に希望をもって生きられる社会づくりをめざします。

若い世代の雇用と所得環境の安定を図り、経済的基盤を確保するとともに、将来を見通してワークライフバランスを図りながら安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできる環境を整備することが必要です。また、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが必要です。さらに、地域や企業・民間団体等、子育てされていない方々も含めて、子どもや子育てをめぐる問題は未来に関わるものという意識を持ち、子どもや家庭が大事にされるよう社会全体の構造や意識を変えていくことも必要です。

③ 子育て当事 者の視点

子育て当事者に寄り添いつつ、状況に応じた柔軟な支援をめざします。

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、育児と仕事などを両立しながら、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるよう、誰一人取り残さず、社会全体で切れ目なく支えていくことが必要です。そのため、子育て家庭の状況に応じて、地域や企業・民間団体等が連携し、社会全体で切れ目なく支え、子育て当事者に寄り添いつつ、支援策の見える化や子ども・子育て当事者が支援策と自然につながる仕組みに加え、乳児家庭全戸訪問事業や子育て世帯訪問支援事業など柔軟に必要な情報や援助等を行うアウトリーチなどによって、良好な成育環境を確保し、すべての子どもが幸せな状態で成長できるように取り組みます。

第3章 計画でめざす基本的な目標

3. 基本方向

基本方向1 子どもを生み育てることができる社会【子どもの誕生前から幼児期まで】

現状と課題	取り組みの方向性
<ul style="list-style-type: none">◆ 理想とする子どもの数と実際に生む子どもの数には乖離があり、理想の子どもを持っていない現状。◆ 子どもを安心して生み育てることができるよう社会からの支援が必要。	<p>妊娠・出産、子育てを大阪全体で支える社会づくり</p> <p>子どもを生みたいときに安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、幼児期までの子どもの育ちを支える良質な環境づくりを推進し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期までの子どもへの教育・保育内容の充実を図る。</p>

基本方向2 子どもが成長できる社会【学童期・思春期】

現状と課題	取り組みの方向性
<ul style="list-style-type: none">◆ 家庭、学校、地域などが、それぞれ子どもにかかわっていくのではなく、連携して子どもを支援し、子どもが、自分の生き方を模索していけるよう取り組む必要。◆ 特に、家庭が子どもの成長に主体的にかかわっていくことができるように、学校や地域の支援が必要。	<p>大阪の未来を担う子どもたちを育てる社会づくり</p> <p>子どもの最善の利益が尊重されることを基本に、子どもが、夢や志を持ち、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、社会に貢献できる人づくりを推進する。</p>

基本方向3 若者が自立できる社会【青年期】

現状と課題	取り組みの方向性
<ul style="list-style-type: none">◆ 若者が所得や雇用への不安等から将来展望を描けない状況に陥っている。◆ 若者が希望に応じ、家庭を持ち、子どもを生み育てるといった選択肢が将来的にあることを認識し、また、社会の一員として働き、経済的に自立する意識を持つことが重要。	<p>大阪の若者が自らの意思で将来を選択し、自立できる社会づくり</p> <p>若者が経済的な不安なく、良質な雇用環境の下で将来展望を持って生活できる仕組みづくりを進めるとともに、若者が社会の一員として役割を果たせるよう、企業、学校等の関係機関の協力のもと、若者の自立支援などを行うことによって、自らの意思で将来を選択し、自立できるように支援する。</p>

3. 基本方向

基本方向4 子どものすべての成長過程(ライフステージ)にわたる支援

現状と課題	取り組みの方向性
<ul style="list-style-type: none">◆ 子どもの特定の成長過程で明確に分けられるものではなく、成長過程の全体を通して縦断的に対処すべき課題や支援ニーズがある。	<p>心身の状況、置かれた環境に関わらず、大阪のすべての子どもが幸せな状態で成長できる社会づくり</p> <p>必要なときに必要なサービスを受けることができる体制を確保し、子どもの成長過程全体を通じた支援によって、子どもの心身の状況、置かれた環境等に関わらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう推進する。</p>

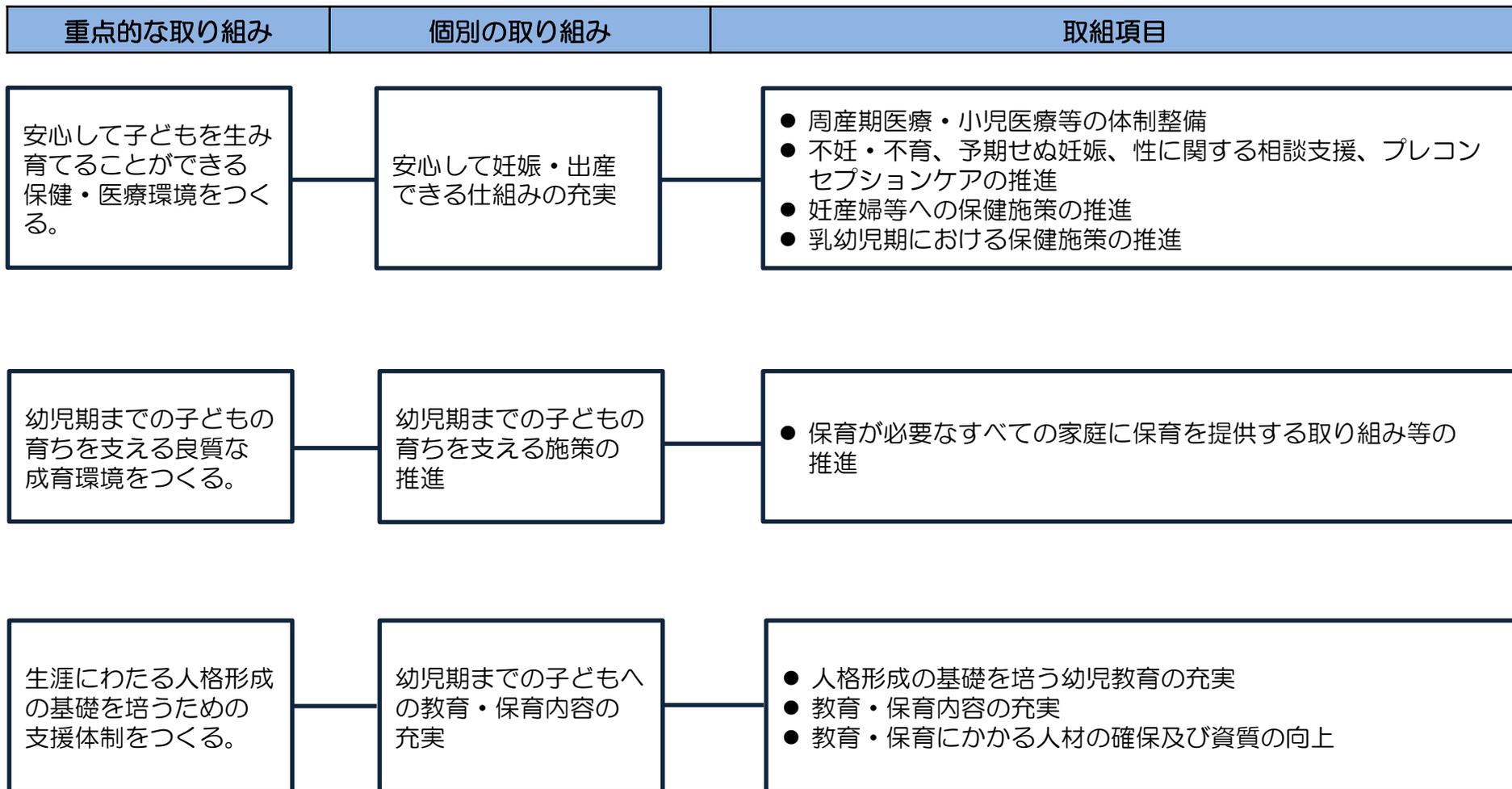
基本方向5 子育て当事者に対する支援

現状と課題	取り組みの方向性
<ul style="list-style-type: none">◆ 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家族をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況。また、若い世代は、子どもを授かるまで乳幼児と触れ合う経験が乏しいままに、親になることが増えている。◆ 家庭のみならず社会全体で子どもを生み育てる力（養育力）を高めることが必要。	<p>大阪の子育て当事者が、健康で自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合える社会づくり</p> <p>家庭と社会が、相互に養育力を補完し、高め合うとともに、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、また、過度な使命感や負担感を抱くことなく、育児と仕事などを両立しながら、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくる。</p>

第4章 基本方向に基づく取り組み

1. 施策体系

(1)基本方向1 子どもを生き育てることができる社会【子どもの誕生前から幼児期まで】



(2)基本方向2 子どもが成長できる社会【学童期・思春期】

重点的な取り組み	個別の取り組み	取組項目
<p>すべての子どもに学びの機会を確保することで、子どもたちが、粘り強く果敢にチャレンジし、自立して力強く生きることができるよう支援する。</p>	<p>確かな学力の定着と学びの深化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別最適な学びと協働的な学びによる学びの深化 ● 社会や地域とつながる探究的な学習の実践 ● 障がいのある子どもたちの教育の充実 ● 配慮や支援が必要な子どもたちへの指導の充実
	<p>豊かな心と健やかな体の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 豊かな心のはぐくみ ● セーフティネットとなる居場所づくりの推進 ● 運動への興味・関心の向上と運動による体力づくりの推進 ● 健康を保持・増進する生活習慣づくりの推進
	<p>将来をみすえた自主性・自立性の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 夢や志を持って粘り強くチャレンジする姿勢の育成
	<p>公私を問わない自由な学校選択の機会の保障</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高校等の授業料完全無償化
<p>すべての子どもの健やかな成長をサポートする環境をつくる。</p>	<p>地域の教育コミュニティづくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の教育コミュニティづくりの推進
	<p>子どもの居場所づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが健やかに過ごせる遊び場づくり ● 放課後等の子どもの居場所づくり ● 子ども食堂等の居場所づくり
	<p>必要な人に必要な支援が届く仕組みの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校と地域・福祉等との連携による子どもや保護者を支援につなぐスキーム

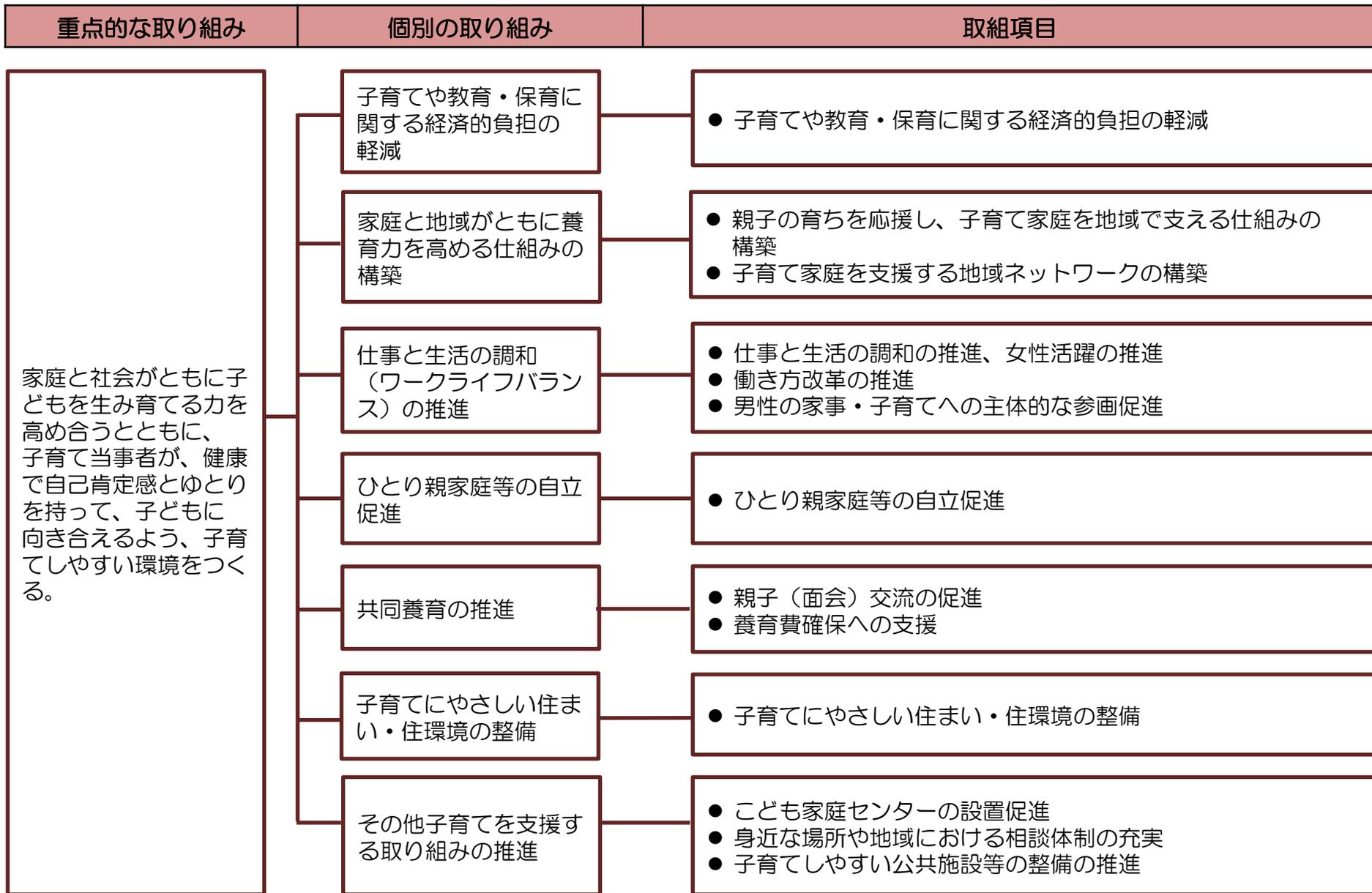
(3)基本方向3 若者が自立できる社会【青年期】

重点的な取り組み	個別の取り組み	取組項目
<p>若者が自らの意思で多様に将来を選択し、社会の中で自立できるように支援する。</p>	<p>産学官連携による産業人材の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● キャリア教育を通じた産学官連携による産業人材育成の推進
	<p>若者の就職支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 若者への就職支援の強化 ● 就労・進路選択に悩みを抱える若者への支援 ● 障がい者の雇用促進と就労支援・定着支援
	<p>結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 若者が自らの意思で将来を選択できる取り組みの推進 ● 結婚を希望する人の希望が実現するための取り組みの推進
	<p>子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村による支援ネットワークの構築 ● ひきこもりの相談支援

(4)基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援

重点的な取り組み	個別の取り組み	取組項目
<p>さまざまな支援が必要な子どもに対し、すべての成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制をつくる。</p>	子どもの貧困対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの貧困対策の推進 ● 社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成
	児童虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待の防止
	配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）への対応
	社会的養護を必要とする子ども等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的養育体制の整備 ● 社会的養護経験者等の自立支援の充実
	障がいのある子どもへの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある子どもへの医療・福祉支援
	外国人の子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人の子どもや支援を必要とする帰国・渡日の子ども等への支援
	ヤングケアラーへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● ヤングケアラーへの支援
	複合化・複雑化した課題のある子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数分野にまたがる又は制度の狭間に陥っている課題がある子どもとその世帯への支援
<p>子どもの権利の保障、人権や健全な育成環境を守ることによって、子どもが健やかに育ち、社会を支えることができるよう支援する。</p>	子どもの権利を保障する取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会参画や意見表明の機会の充実 ● すべての子どもの人権が尊重される社会をつくる取り組みの推進 ● 子ども・若者の自殺対策
	子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの安全確保の推進 ● 非行など問題行動を防ぐ施策の推進
	青少年の健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年を取り巻く社会環境の整備 ● 青少年の健全な成長を阻害する行為からの保護 ● 青少年の健やかな成長の促進

(5)基本方向5 子育て当事者に対する支援



第4章 基本方向に基づく取り組み

2. 重点的な取り組み

(3)基本方向3 若者が自立できる社会

重点的な取り組み⑥

(6) 若者が自らの意思で多様に将来を選択し、社会の中で自立できるように支援する。

個別の取り組み	現状と課題	取組項目	取り組みの方向性
14 子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進	ひきこもり等社会生活を営むうえでの困難を有する若者を支援するため、関係機関が連携した地域ネットワークをつくり、支援を強化することが求められている。	(1) 市町村による支援ネットワークの構築	子ども・若者支援地域協議会の設置など、市町村によるネットワークの構築が推進され、地域において関係機関が連携した子ども・若者への支援が効果的に行われるよう、市町村を支援する。
		(2) ひきこもりの相談支援	ひきこもりの状態にある本人・家族が早期に適切な支援機関につながるよう、ひきこもりの相談支援を行う。

(4)基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援

重点的な取り組み⑦

(7) さまざまな支援が必要な子どもに対し、すべての成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制をつくる。

個別の取り組み	現状と課題	取組項目	取り組みの方向性
21 ヤングケアラーへの支援	<p>本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーについては、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がないなどの場合もあり、顕在化しづらいことから、支援を必要とするヤングケアラーに気づくことが難しいと考えられる。</p> <p>このため、社会的認知度の向上を図るとともに、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、本人の意向に寄り添い、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持ちながら、必要な支援につなげていく必要がある。</p>	(1) ヤングケアラーへの支援	<p>ヤングケアラーについては、庁内関係部局や支援の実施主体である市町村等と連携し、地域住民等をはじめ、福祉・教育の関係機関等への意識醸成や研修の実施などにより社会的認知度の向上を図るとともに、早期発見・把握により必要な支援へつなげるため、市町村における相談窓口の設置等の働きかけ、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置促進を図るとともに、ヤングケアラーが安心してケアの体験を話したり相談できるピアサポートや子どもの居場所づくりの推進などに取り組む。</p>

(4)基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援

重点的な取り組み⑧

(8) 子どもの権利の保障、人権や健全な育成環境を守ることによって、子どもが健やかに育ち、社会を支えることができるよう支援する。

子どもの権利の保障、人権や健全な育成環境を守る観点から、いじめを防止するとともに、非行などの問題行動を防ぎ、子どもの健全な育成を阻害する有害情報などを排除することによって、子どもが健やかに成長し、社会を支えることができるよう支援する。

個別の取り組み	現状と課題	取組項目	取り組みの方向性
24 子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止	<p>次世代を担う少年の育成は、社会全体で取り組むべき課題であり、警察による取り締まりの強化に加え、地域での見守り活動をはじめ、社会全体で子どもを非行や犯罪から守るための取り組みが必要である。</p> <p>大阪の刑法犯少年の検挙・補導人員は2,188人で、前年と比べて214人増加した（令和4年中）。非行の低年齢化も懸念されており、学職別では高校生が最も多いものの、中学生や小学生も増加しており、非行などの問題行動を防ぐ取り組みを強化する必要がある。また、SNSを利用した犯罪被害をはじめ、子どもが被害者となる犯罪が増加傾向にあり、非行防止活動の充実を図るとともに、少年が犯罪に巻き込まれることを防ぐ取り組みの強化も必要である。</p>	(1) 子どもの安全確保の推進	<p>地域安全センターや青色防犯パトロールの活性化等により、地域で子どもの安全を守る取り組みを強化するとともに、子どもを性犯罪から守る条例に基づき、性犯罪・性暴力対策の取り組みを着実に進める。</p> <p>また、子どもたち自身が、「自分の身は自分で守る」ことの大切さを学ぶことができるように、行政、教育機関、企業・団体、警察が連携して取り組みを進める。</p>
		(2) 非行など問題行動を防ぐ施策の推進	<p>大阪府と大阪府警察が共同で設置する少年サポートセンターにおいて非行少年の立ち直り支援等を行うとともに、非行の未然防止等を図るため、地域のボランティア、PTA、教職員、市町村職員等による少年非行防止活動ネットワークのさらなる活性化に向けた支援を行う。</p>

(4)基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援

個別の取り組み	現状と課題	取組項目	取り組みの方向性
<p>25 青少年の健全育成の推進</p>	<p>青少年を取り巻く社会環境の変化に応じて有害環境を浄化するため、青少年健全育成条例を改正、運用して青少年の健全育成を推進しているが、近年はスマートフォンが青少年にも急速に普及し、インターネットを介して青少年が犯罪被害やトラブルに巻き込まれることが後を絶たない。</p>	<p>(1) 青少年を取り巻く社会環境の整備</p>	<p>青少年が有害情報にふれることがないようにフィルタリング手続きの厳格化に取り組むことと併せて、警察や教育委員会等の関係機関と連携して保護者や青少年に対するフィルタリングの利用促進及び青少年の情報リテラシー（インターネットを活用する力）の向上に取り組む。</p>
	<p>この対策としては有害情報を遮断するフィルタリングサービスの利用と併せて青少年自身の情報リテラシー（インターネットを活用する力）の向上が効果的であるが、フィルタリングサービスの利用率が低く、未だ浸透しているとは言い難い。</p>	<p>(2) 青少年の健全な成長を阻害する行為からの保護</p>	<p>青少年の健全な成長を阻害するわいせつ行為等から青少年を保護する取り組みを進める。</p>
	<p>青少年を取り巻く環境が変化する中、広い視野と見識を持ち、社会の一員としてたくましく成長するための健全育成に向けた取り組みが求められている。</p>	<p>(3) 青少年の健やかな成長の促進</p>	<p>青少年の健やかな成長を促進するため、青少年育成大阪府民会議による府民運動を展開するとともに、青少年に対して体験活動の提供を行う。</p>

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向3 若者が自立できる社会				
14 子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進				
(1) 市 町村によ る支援 ネット ワークの 構築	1	市町村による支援ネットワークの構築の促進	市町村において子ども・若者への支援が効果的に行われるよう、福祉、医療、労働、教育等の関係機関や民間支援団体の連携を促進することなどにより、市町村における子ども・若者支援地域協議会等のネットワーク構築を支援します。	(福) 子ども 青少年 課
	2	ひきこもり支援に携わる人材の養成研修の実施	ひきこもり等困難を有する青少年を支援につなぐ体制整備のため、市町村の支援従事者に対して研修会を実施します。	(福) 地域福 祉課
(2) ひ きこも りの相 談支 援	1	課題を抱える生徒フォローアップ事業	高校内にNPO等の民間支援機関のほか、福祉や労働等の関係機関による居場所を設置し、生徒や家庭に対して支援を行う体制を構築するとともに、生徒の安心できる居場所を開設し、中退や不登校を防止します。	(教) 高等学 校課
	2	ひきこもり地域支援センター事業	ひきこもりの状態にある本人・家族等からの電話相談を実施し、相談内容に応じて適切な支援機関につなぎます。また、ひきこもり支援者に対する後方支援として、市町村や関係機関に対し支援方法に関する支援を実施します。	(福) 地域福 祉課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
21 ヤングケアラーへの支援				
(1) ヤングケアラーへの支援	1	ヤングケアラー支援体制強化事業	令和4年3月に策定した「大阪府ヤングケアラー支援推進指針」に基づき、市町村におけるヤングケアラーに関する相談窓口の設置の働きかけなど、ヤングケアラー支援について市町村と連携し、推進していきます。	(福) 子ども青少年課、地域福祉課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
24 子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止				
(1) 子どもの安全確保の推進	1	地域防犯力の向上	市町村において、小学校の余裕教室等を活用し、地域防犯活動拠点として「地域安全センター」の更なる活動を促し、防犯活動のネットワーク化を図り、学校、地域住民、行政が連携した取り組みを推進します。さらに、ボランティア団体等が、青色回転灯等をつけたパトロール車（以下、青パト）で、地域を巡回し、長時間・広範囲での子どもの見守り活動や防犯活動を実施する等、地域を見守る活動の一層の活性化を図ります。	(政) 治安対策課、 (警) 府民安全対策課
	2	こども110番運動	「こども110番」は、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったとき、助けを求めることができるように、地域の協力家庭が「こども110番の家」の旗等を掲げたり、「こども110番」ステッカーを貼った事業用の車両が「動くこども110番」として地域を走って、子どもを保護したりすることにより、子どもたちを犯罪から守ります。	(政) 治安対策課
	3	性暴力被害にあった子どもへの支援	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の民間被害者等支援団体、医療機関及び警察などと連携し、被害にあった子どもが安心して相談・診療等を受けることができるよう取り組みます。	(政) 治安対策課
	4	効果的な広報啓発の取り組みの推進	子どもの安全確保にかかる広報啓発や情報発信を行い、社会全体で子どもを守る気運を醸成します。また、新たに府内の企業や団体と連携して、子どもを犯罪から守るための広報啓発の取り組みを進めます。	(政) 治安対策課
	5	子どもの安全見まもり隊	子どもの安全見まもり隊は、通学路等における登下校時の子どもの安全対策として、PTA、自治会等の方々を構成メンバーに府内全小学校区に設置済みであり、今後は特色ある活動に取り組む団体に対し市町村とともに補助を行うなどにより活動の活性化を図ります。	(政) 治安対策課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
24 子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止				
(1) 子どもの安全確保の推進	10	子どもに対する性犯罪の刑期満了者に対する社会復帰支援	大阪府子どもを性犯罪から守る条例に基づき、18歳未満の子どもに対して一定の性犯罪を犯し、服役を終えて刑期が満了した方に対して、再犯防止に向けた専門プログラムや、社会生活サポート等の社会復帰支援を行います。	(政) 治安対策課
(2) 非行など問題行動を防ぐ施策の推進	1	小学校高学年等に対する非行防止・犯罪被害防止教室の推進	大阪府内の小学生（高学年）を対象に、非行防止・犯罪被害防止教室を実施し、少年の規範意識の醸成を図るとともに、犯罪被害防止のための取り組みを推進します。	(福) 子ども青少年課、 (警) 少年課
	3	少年サポートセンターにおける立ち直り支援事業	補導された少年や、子ども家庭センターや学校などで相談を受けている少年のうち、体験活動等を通じた立ち直り支援が必要と判断した少年に対して、様々な体験活動プログラムや福祉専門的プログラムを実施します。非行が進んでいない初期的段階の触法少年に対して、学校や保護者と連携を図るとともに、継続的な面接指導を実施して少年の立ち直りを支援し、再非行防止活動を推進します。	(福) 子ども青少年課、 (警) 少年課
	7	少年非行防止活動ネットワーク事業	少年非行の防止と少年が犯罪に巻き込まれることを防ぐことを目的として、地域のボランティア等による少年非行防止活動ネットワークの定着化や活動活性化に向けた支援を行います。	(福) 子ども青少年課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
25 青少年の健全育成の推進				
(1) 青少年を取り巻く社会環境の整備	1	インターネット上の有害情報閲覧防止に係る努力義務	保護者や事業者等に対して、判断能力が未熟な青少年がインターネット上の有害情報を視聴しないための対応及び青少年のネット・リテラシーの向上に関する努力義務を定めた条例遵守を図ります。	(福) 子ども青少年課
	2	有害情報を遮断するフィルタリングの利用促進及び青少年のインターネット利用に関する教育及び啓発活動の推進	携帯電話事業者や府警、府教委等と連携して、青少年や保護者に対してフィルタリングサービスの周知徹底を図るとともに、青少年が自ら考えてインターネットを適切に活用できるよう、スマホ・SNS安全教室、ワークショップの開催やターゲットング広告の実施など教育啓発活動を展開します。	(福) 子ども青少年課
	3	有害図書類・有害玩具刃物類への規制	青少年にとって有害な図書類や玩具刃物類の青少年への閲覧・販売等を禁止した条例遵守のため、事業者への立入調査等を行います。	(福) 子ども青少年課
	4	青少年の夜間外出制限施設への規制	青少年が夜間に利用しなければならない必然性に乏しい青少年夜間立入制限施設に対して、定期的に立入調査を行うなど条例遵守の徹底に努めることで、青少年の非行防止及び犯罪に巻き込まれない対策を進めます。	(福) 子ども青少年課
	5	夜間に外出させない保護者の努力義務	青少年を夜間に外出させない保護者の努力義務について周知徹底を図り、保護者の無関心を防止し、青少年を非行行為や犯罪被害から守ります。	(福) 子ども青少年課
	6	有害役務営業（いわゆる「JKビジネス」）を営む者への規制	青少年に悪影響を及ぼすおそれのある有害役務営業（いわゆる「JKビジネス」）に青少年に従事させること等を禁止した条例遵守のため、事業者への立入調査等を行います。	(福) 子ども青少年課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
25 青少年の健全育成の推進				
(2) 青少年の健全な成長を阻害する行為からの保護	1	青少年に対するわいせつ行為や勧誘行為等への規制	青少年に対するみだらな性行為やわいせつな行為及び違法行為等への勧誘等については、条例で処罰規定を設けており、青少年を犯罪の被害者にも加害者にもさせない対策を進めます。	(福) 子ども青少年課
	2	児童ポルノ等の提供を求める行為への規制(自撮り被害の防止)	青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止しており、この規制の適切な運用により、いわゆる「自撮り被害」を未然に防ぎます。	(福) 子ども青少年課
(3) 青少年の健やかな成長の促進	1	青少年育成大阪府民会議における府民運動の展開	青少年問題の重要性を鑑み、広く府民の総意を結集するとともに、青少年関係機関や団体の連携により青少年の健全育成を図ります。	(福) 子ども青少年課
	2	府立青少年海洋センターの運営	府立青少年海洋センターの運営を通じて、府内の子どもたちに力又一等の体験活動の場を提供するとともに、府内の青少年育成団体と連携して、様々な体験活動の機会を提供します。	(福) 子ども青少年課
	4	府立男女共同参画・青少年センター(ドンセンター)の運営	府立男女共同参画・青少年センターを通じて青少年活動に関する情報発信及び活動の場を提供します。	(福) 子ども青少年課

大阪府子ども計画策定スケジュール

